

## 多摩市国民健康保険運営方針 改定概要

### 多摩市国民健康保険の現状

#### ■被保険者数の減少、年齢構成・加入割合

○平成23年度末の42,117人をピークに、後期高齢者医療への移行、社会保険の適用拡大により、年々減少、令和5年度末は28,004人であった。本年10月に更なる社会保険の適用拡大(従業員51人以上)となり、一層被保険者数の減少が見込まれる。

○65歳以上の占める割合は約45%

#### ■医療費総額及び1人当たり医療費の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度平均被保険者数	34,894	33,453	32,564	31,838	30,707	28,909
医療費総額(円)	12,213,589,897	12,069,049,048	11,259,950,084	11,976,736,440	11,860,582,840	11,129,382,473
1人当たり医療費	350,020	360,776	345,779	376,177	386,250	384,980

#### ■国保財政(多摩市国民健康保険特別会計)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入決算額(円)	16,124,846,884	15,773,494,801	14,982,800,542	15,821,268,768	16,277,073,636	15,559,841,155
歳出決算額(円)	15,773,938,541	15,472,775,811	14,574,302,199	15,328,001,419	15,508,850,086	15,426,327,096

### 令和6年2月改定 東京都国民健康保険運営方針

- 安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、国民健康保険法の規定に基づき、都内の統一の方針として策定
- 対象期間:令和6年4月1日～令和12年3月31日の6年間
- 一般会計からの赤字繰入(法定外繰入)を行う区市町村を令和8年度末には、35区市町村、令和11年度末に18区市町村とすることを旨とする
- 保険料水準の統一は、将来的に完全統一を目指していくが、直ちに完全統一は困難としている。
- このことから、令和12年度に国保事業納付金算定において、区市町村ごとの医療費水準の高低を反映せず、所得水準と被保険者数のみで算定する「納付金ベースの統一」を目指す、としている。
- 多摩市国保運営方針はこの運営方針との整合性を図り、保険者機能の強化に取り組む

### 多摩市国民健康保険財政健全化計画

東京都国民健康保険運営方針において、決算補填を目的とする法定外繰入等の削減・解消すべき赤字について、赤字市区町村は「国保財政健全化計画」計画を策定し、計画的に赤字を解消するとされている。

多摩市国民健康保険でも、平成30年度に本計画を策定、多摩市国保運営方針はこの財政健全化計画において示した取組みの方向性の具体的、詳細な内容を示す位置づけとなっている。

### 多摩市国民健康保険運営方針の目的

誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度の根幹を支える国民健康保険制度を維持していくため、財政の健全化をはかるとともに、保険者機能を強化し、多摩市国民健康保険の安定的な運営を目指す。

### 多摩市国民健康保険運営方針の主な改定ポイント

#### ■財政健全化に向けた方針(赤字繰入解消に向けた基本的考え方)

- 法定外一般会計繰入金のうち、解消・削減すべき繰入は決算補填目的の繰入であり、保健事業や保険税の減免額に充てるなどの目的の繰入は解消・削減の対象から除外する
- 保険税の急激な引き上げによる被保険者の影響を考慮しつつ、計画的に保険税率の見直しを行う。
- ただし、東京都国保運営方針が示す、令和8年度及び令和11年度の赤字繰入解消は困難と見込んでいる。
- 保険税率の見直しのほか、医療費適正化や収納率向上などの取組みも進め、令和18年度の赤字繰入解消を目指す。

#### 法定外繰入総額と決算補填目的の繰入の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法定外繰入総額	929,714,389	794,270,077	606,755,770	765,968,821	963,132,521	1,413,142,518
うち決算補填目的	824,120,665	654,001,631	514,884,717	673,059,752	883,489,100	1,324,050,173

#### ■保険者努力支援制度などの特定財源の確保

- 平成30年度制度改正時から実施している制度で、医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、その達成状況(加点)に応じて、国は都道府県に交付金を交付、都道府県からは区市町村の取組評価分に対し特別交付金として交付される。(インセンティブ交付金)
- 主な評価指標は法定外繰入の解消、各保健指導の実施状況、収納率の確保・向上、レセプト点検の強化、適正かつ健全な事業運営などがある。
- 全国市町村平均点以上の加点を獲得できるよう、評価指標となる取組を確実に進める。
- その他、全国市長会、東京都市長会等を通じて国及び東京都による公費の拡充を求めていく。

平成30～令和3年度(公表分):保険者努力支援制度の多摩市国保加点と全国市町村平均加点の比較

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
多摩市	379点	392点	419点	389点
全国市町村平均	401.21点	508.66点	555.31点	555.54点

#### ■保険税率の改定

- 第2期指針では東京都が示す標準保険料率を参考に毎年保険税率と見直すとし、改定率は前年度比4%増を基本とした。
- しかし、新型コロナウイルスや物価高騰の影響により、令和3年度及び令和5年度は改定を見送り、令和4年度は2%増とした。
- 国は各都道府県内の保険料水準統一を遅くとも令和17年度(令和18年度算定分)とする方針を示している。
- 税率の急激な引き上げによる被保険者の影響を考慮しつつ、国保運営協議会の意見を踏まえ、改定を行う。

## その他 具体的な取組み

### ■データヘルス計画に基づく保健事業の実施

取組	特定健康診査及び特定保健指導の実施
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の医療の確保に関する法律及びその他法令に基づいた、特定健康診査及び特定保健指導の実施</li> <li>○特定健康診査実施率、特定保健指導実施率とも、令和11年度目標値60%を目指すため、周知・案内等の工夫を行う</li> </ul>

取組	生活習慣病発症・重症化予防に関する取組
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健康診査の結果、主に生活習慣病に関連する数値に異常がある者に対して、医療機関への受診勧奨を実施(健診異常値放置者受診勧奨事業)</li> <li>○特定健康診査の検査結果等より糖尿病の重症化のリスクが高い対象者を抽出し、参加希望者に対し専門職が生活習慣改善の支援を行う(糖尿病重症化予防事業)</li> </ul>

### ■医療費の適正給付

取組	診療報酬明細書(レセプト)点検の実施
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政効果額の高いレセプトを中心に集中的に点検する</li> <li>○財政効果額の目標値を定め、毎月進行管理表により達成状況を把握する</li> <li>○公費等を絡めた複合的な点検を行う</li> </ul>

取組	療養費支給申請書点検の実施
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き2次点検と患者調査を実施するなど点検強化を行う</li> <li>○疑義のある請求を発見した場合は施術所の傾向を分析して実態把握を行う</li> <li>○不正等が認められた施術所は受領委任の中止等監督官庁との連携を強化</li> </ul>

取組	資格喪失後受診への対応
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未然に防止するため資格重複リストを活用した申請勧奨と職権処理を行う</li> <li>○医療機関が過誤調整を受け入れやすいよう再請求先の情報を提供するなど事前調整を行う</li> </ul>

取組	第三者行為に係る求償
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傷病届の早期提出とレセプト記載の徹底による対象把握を医療機関と連携</li> <li>○レセプトチェック機能を活用し請求点数や負傷部位等を目安にした実態確認</li> </ul>

取組	医療費適正化意識の向上
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の自己負担額の情報提供を行い、切り替え促進通知を送付する(ジェネリック医薬品促進通知事業)</li> <li>○複数月、複数医療機関から同一薬効の薬剤を処方されている方に対して、重複服薬の弊害や、主治医等への相談勧奨の通知を送付(重複服薬対応)</li> </ul>

### ■財源の確保

取組	被保険者の資格管理と適正な賦課
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社保加入等国保喪失未手続者に対する手続勧奨、職権による資格停止</li> <li>○納税通知書不達者の早期調査、相続人代表者、納税管理人の早期適用</li> <li>○未申告者への申告勧奨、市外転入者への申告内容調査</li> <li>○法令等に基づく軽減・減免措置の周知</li> </ul>

取組	収納率向上の取組み
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○口座振替登録の利便性が上がるよう環境整備に向けた情報収集を行う</li> <li>○加入時、賦課時、滞納時のあらゆる機会を捉えた口座振替登録案内を行う</li> <li>○預貯金等電子化照会サービスを活用し、迅速な調査及び滞納処分を行う</li> <li>○滞納処分執行停止処分を引き続き計画的に行う</li> <li>○令和8年度から市税との徴収業務の一元化を行う</li> </ul>